

川西市における 部活動の在り方に関する方針



© 川西市 2008

平成30年11月
川西市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、学校生活における生徒の活躍の場を広げ、生徒が目標を持ち、その実現に向けて日々活動する中で、自分自身を見つめ、自分の良さや居場所を見出したり、自己肯定感を育んだりすることのできる貴重な場や時間を提供してきました。

あわせて、部活動を通して、豊かな人間関係を築くとともに、生徒に生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育み、自主性や協調性、責任感、連帯感等を養ってきました。さらに部活動は、生徒が充実した学校生活を送る上で、生徒指導面においても大きな役割を果たしてきたと言えます。このように、部活動は、生徒の生きる力を育むことにおいて、計り知れない効果を発揮しています。

しかしながら、近年、生徒数の減少やそれに伴う教員数の減少により、専門的な指導力をもった顧問の不足が見られ、部活動に様々な制限や制約が生じている現状があります。

また、部活動に対する生徒や保護者の期待やニーズの変化に加え、生徒の健康面や望ましい集団づくりへの配慮、さらには部活動指導にあたる教員の多忙化など多くの課題が顕在化しています。

このような状況を踏まえ、川西市教育委員会では、部活動に関する国の動向やスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び兵庫県教育委員会「いきいき運動部活動（平成30年9月）」を参酌し、関係機関とともに部活動の在り方について検討してきました。

これまで各中学校で大切にされてきた部活動の意義や留意点を今一度、振り返るとともに、持続可能な部活動の在り方や運営等について共有すべく、ここに「川西市における部活動の在り方に関する方針」として定めることとしました。

本方針は、運動系部活動について記載していますが、文化系部活動についてもこれに準じて取り扱うものとしています。

今後、各中学校においては、本方針を活用し、部活動の運営や指導方法のさらなる充実・発展を期待しています。

川西市教育委員会

目 次

はじめに

| | |
|------------------------------|---------|
| 1 . 部活動の基本的な考え方（位置付けと意義） | P 3 |
| 2 . 各校における部活動運営方針の策定と活動計画の作成 | P 4 |
| 3 . 効果的な指導 | P 4 |
| 4 . 活動の指導・是正 | P 4 |
| 5 . 適正な指導者の配置と部活動の設置 | P 4 |
| 6 . 部活動指導員及び外部指導員（外部コーチ）の活用 | P 4 ~ 5 |
| 7 . 事故の防止及び健康管理 | P 5 |
| 8 . 休養日及び活動時間【基準】 | P 5 |
| 9 . 部活動における熱中症事故の防止等について | P 6 |
| 10 . 体罰・暴言・ハラスメントの根絶 | P 7 |
| 11 . 学校単位で参加する大会等の見直し | P 7 |
| 12 . 校外における活動 | P 7 |
| 13 . 会計及び経済的負担の軽減 | P 8 |
| 14 . 川西市教育委員会の取組 | P 8 |
| 15 . その他 | P 8 |
| 16 . 参考資料等 | P 9 |

1. 部活動の基本的な考え方(位置付けと意義)

(1) 学校教育における部活動の位置付け

学校教育における部活動の位置付けについては、中学校学習指導要領の総則に明記されており、本市や学校の教育目標や指針に則った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【抜粋】中学校学習指導要領(平成29年3月告示)第1章第5の1のウ

(2) 部活動の意義

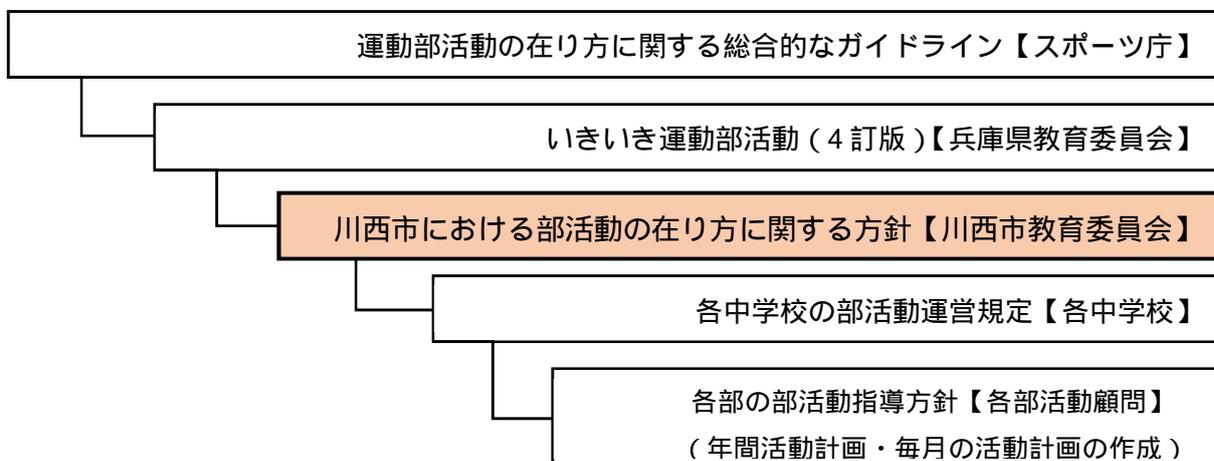
部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追及し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら励まし協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。また、中学校卒業後、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。そのため、日々の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、一人ひとりの取組に目を向けた丁寧な指導が求められる。

今後も部活動を適切に運営することで、学校生活を活性化させ、生徒や保護者と学校との信頼を深めていくことが大切である。

(3) 本方針記載の「部活動顧問」、「指導者」用語の取り扱いについて(定義)

| | |
|-------|---|
| 部活動顧問 | 部活動を担当している顧問(教職員)、部活動指導員 |
| 指導者 | 顧問(教職員)、部活動指導員、外部指導員(外部コーチ)、ボランティア等の指導協力員など、生徒たちの指導に関わる全ての者 |

(4) 本方針の位置付け



2. 各校における部活動運営方針の策定と活動計画の作成

- (1) 校長は、本方針に則り、「部活動運営規定」を策定し、学校ホームページ等の掲載により公表するとともに、その運用を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、「部活動運営規定」に則り、指導方針や年間活動計画(活動日、休養日及び大会参加日等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長へ提出する。その際、部活動顧問は、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重した設定とすることが大切である。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などについて事前に生徒・保護者に伝える。

3. 効果的な指導

- (1) 部活動顧問は、それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的・合理的な内容、実効性のある指導方法を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な活動を実施し、適切な休養を取りながら、生徒が短時間に集中して取り組めるようにすること。
- (2) 部活動顧問は、特別支援教育の視点を生かした指導を積極的に取り入れ、個々の特性や能力、発達段階に応じた指導を行うこと。
- (3) 指導者は、指導する側からの一方向の指導ではなく、生徒自らが考え発言し、積極的に活動に取り組む環境づくりを心がけて指導すること。

4. 活動の指導・是正

校長は、部活動顧問から提出された毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。また、実績報告*を川西市教育委員会に提出する。

* 実績報告「運動部・文化部活動練習状況の調査」(各学期末提出)

5. 適正な指導者の配置と部活動の設置

校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員、外部指導員(外部コーチ)の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、複数の指導者の配置と適正な数の部活動を設置する。また、部活動の創部・休部・廃部については、教職員や保護者等の十分な理解を得ながら校長のリーダーシップのもと、組織的に課題解決が図られるようにする。

6. 部活動指導員及び外部指導員(外部コーチ)の活用

川西市では、部活動指導員設置要綱に基づいて、各中学校に部活動指導員を配置する。また、中学校部活動外部コーチ委託事業実施要項に基づいて外部指導者(外部コーチ)を配置する。

(1) 校長の判断のもと、部活動指導員を活用することができる。

部活動指導員を活用するときは、「川西市部活動指導員設置要綱」に則って運用し、学校職員として校務分掌に位置付ける。生徒が安全で充実した指導が受けられるとともに、顧問(教職員)の負担軽減が図られるよう、顧問(教職員)と部活動指導員との細やかな情報の共有と連絡や相談が不可欠であり、管理職とともに十分に連携を図ること。学校の行事による練習日や時間の変更など、事前の打ち合わせや出勤管理を確実に進行。また、部活動指導員の役割や勤務形態を学校内だけでなく、保護者に周知し理解を得るよう努める。

* 部活動指導員の身分上の取り扱いは、川西市臨時的任用職員とする。

* 部活動指導員は、単独で指導することができる。

* 部活動指導員は、単独で大会や校外等に生徒を引率することができる。

(2) 校長の判断のもと、外部指導員(外部コーチ)を活用することができる。

部活動の技術指導の補助を行うことにより部活動の充実を図るため、教職員以外で専門的な実技指導力を備えた外部指導員を川西市の「中学校部活動外部コーチ委託事業実施要項」に基づき活用することができる。

外部指導員(外部コーチ)の配置については、専門的な知識や技能を十分にもたない中で顧問(教職員)の負担軽減につながるよう校長が十分に配慮し、適正に配置する。外部指導員(外部コーチ)は、学校の部活動運営方針に従って、顧問(教職員)を助け、指導面の一翼を担う。

顧問(教職員)は、外部指導員(外部コーチ)と連携を深め、細やかな情報の共有と連絡や相談を取り合うこと。また、外部指導員(外部コーチ)の役割や活動日等については、学校内だけでなく、保護者に周知し理解を得る。

* 外部指導員(外部コーチ)の身分上の取り扱いは、ボランティア(有償)とする。

* 外部指導員(外部コーチ)は、顧問(教職員)不在時に、単独での指導はできない。

* 外部指導員(外部コーチ)のみで、大会や校外等に生徒を引率することはできない。

7. 事故の防止及び健康管理

- (1) 校長は、施設・設備・用具の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2) 校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止*に努める。 * P.6 参照
- (3) 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からスポーツ傷害、バーンアウトの予防及び発達個人の差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、生徒の安全・安心の確保に配慮した指導を行うこと。
- (4) 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、生徒が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- (5) 指導者は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備・用具の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- (6) 指導者は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (7) 指導者は、事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、校長に報告する。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。

8. 休養日及び活動時間【基準】

本市の部活動の運営については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ活動時間に関する医・科学的な観点を踏まえるとともに、教職員の勤務負担軽減の視点から、顧問の多忙化解消の観点を踏まえ、次に掲げる事項を基準とする。

(1) 週当たり2日以上休養日を設けること。

* 平日に少なくとも週に1日は休養日とすること。

* 土曜日、日曜日及び祝日等の週休日は休養の日としなければならない。

なお、活動を行う場合でも、少なくとも1日以上は休養日とし、事前に校長が許可し、保護者へ周知すること。土曜日、日曜日及び祝日等の週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を1週間以内に他の日に振り替えること。

(2) 1日の活動時間は、平日2時間、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日は、3時間程度とすること。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ活動時間の延長を認めることとし、生徒や顧問(教職員)の過度な負担にならないよう十分に配慮し計画的に実施すること。

(3) 長期休業中の休業日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また夏季休業日には、1週間以上のまとまった休養期間(オフシーズン)を設けること。

(4) 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面及び家庭への負担がかかることや、顧問(教職員)の多忙化を招くことから、行わないこと。

(5) 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加においては、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し精査を図るとともに、長時間にわたっての活動や交通費等における家庭の経済的負担を軽減すること。

(6) 合宿等(泊を伴う練習及び練習試合)は、行わないこと。

9. 部活動における熱中症事故の防止等について

近年の気象変動により全国各地において、熱中症事故が発生している状況である。

過去には、本市中学校においても痛ましい事故が発生しており、安全への配慮については十分に留意することが求められる。

- (1) 川西市教育委員会は、熱中症事故の防止に努めるとともに、各校へ熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるよう各校へ指導する。
- (2) 各校の管理職及び部活動顧問は、熱中症事故の未然防止を徹底するとともに、以下の留意事項を確認し、万全の対策を講じること。

【留意事項】

学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25～30)でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。

活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、身体の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。

活動場所において、WBGT31 以上の場合は、熱中症予防運動指針に基づき、運動は禁止すること。また、一人での登下校は避け、複数での登下校を行うこと。

WBGT21 以上31 未満の場合においても熱中症予防運動指針に基づき、「WBGT21 以上は熱中症事故による死亡事故が発生する可能性があること」を考慮に入れ、部活動については、顧問が付き添い、生徒の安全確保をするとともに、十分な休憩及び給水に努めること。

また、可能な限り一人での登下校は避け、複数での登下校を行うこと。

WBGT21 未満であっても、状況に応じて活動内容の軽減や時間の短縮など、生徒たちの健康管理に十分に配慮して対応すること。

- (3) 部活動顧問は、活動場所で熱中症指数計を用いて、WBGT(暑さ指数)を練習開始前、練習開始中、練習開始後に測定し、熱中症予防運動指針に基づいて、安全に活動を行うこと。



* 川西市教育委員会より各学校へ配布した2機の熱中症指数計(平成27年2月)

10. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許さなれない行為である。体罰や暴言、ハラスメントは、生徒との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行う。

指導者は、被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。

【体罰等の許されない指導と考えられるもの(例)】

殴る、蹴る等

社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は、限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

例1)長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

例2)熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。

例3)相手の生徒が受け身ができないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。

例4)防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

パワーハラスメントと判断される発言や行為、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。

特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

参考)文部科学省「平成25年5月 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」

11. 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1)校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等を精査すること。
- (2)校長は、生徒及び部活動顧問の過度な負担とならないう、活動時間、休養日の設定について適切に指導すること。
- (3)校長は、各部活動の特性、生徒の心身の健康、部活動顧問の負担等を総合的に判断し、大会等に向けた活動期間を定めること。
- (4)部活動顧問は、大会等へ向けた練習及び大会当日の活動計画、移動経路等について、あらかじめ生徒及び保護者の理解を得ること。

12. 校外における活動

- (1)部活動顧問は、練習試合や大会・コンクールへの参加など校外で活動する場合は、実施や活動場所、引率方法などについて、必ず事前に校長の承認を得ること。
- (2)部活動顧問は、対外試合等による校外への移動については、徒歩または公共交通機関(貸切バス・タクシー等含む)を利用し、自家用車やレンタルしたマイクロバス等、教職員や保護者、外部指導者等が運転する車で生徒を移動させてはならない。
- (3)集合及び解散場所は、校区内を原則とし、顧問(教職員)または部活動指導員の引率を厳守すること。
- (4)部活動顧問(引率責任者)は、生徒に付き添い、公共マナーやルールを遵守するとともに安全指導を徹底すること。
- (5)部活動顧問(引率責任者)は、他校の生徒とのトラブルや盗難事故の防止に配慮すること。
- (6)部活動顧問は、交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、定期的に保護者に報告すること。

参考資料1

「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」

平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会

1. オーバートレーニングに関する国際的な研究結果

<研究1> Rose 他（2008年）

スポーツ活動時間が長いほどスポーツ外傷・障害の発生率が高く、特に、16時間/週以上でより高くなるということが示された。

<研究2> Loud 他（2005年）

16時間/週以上の活動をしている女子は、16時間/週未満の女子に比べて疲労骨折の罹患率が約2倍であった。

<研究3> Jayanthi 他（2015年）

1週間あたりのスポーツ活動時間が、“年齢×1時間”より多い場合には、スポーツ外傷・障害、特に重いスポーツ障害が発生する可能性が高かった。

<研究4> Ohta-Fukushima 他（2002年）

疲労骨折で来院したアスリートのうち、71.3%が、週6日以上スポーツ活動を行っていた。

2. スポーツ医・科学関係機関の提言

<提言1>

国際オリンピック委員会（2008年）『エリートのジュニアアスリートに対する声明』

ジュニアアスリートの育成に関して、保護者やコーチ等の関係者は、適切な栄養、十分な睡眠、学業、心身の健康と社会活動への参加等を含めた、バランスの良いライフサイクルで過ごすことができるようにすること、練習量を制限し、楽しく満足して活動ができるようにすること等を提言している。

<提言2>

米国小児科学会（2007年）『ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、オーバートレーニングとバーンアウトについて』

ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を全く行わない休養日を設けること等を提言している。

<提言3>

全米アスレティックトレーナーズ協会（2011年）『ジュニア期のスポーツ障害予防に関する声明』

少なくとも週に1、2日は休養日を設けること等を提言している。

<提言4>

アメリカ臨床スポーツ医学会（2014年）『ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明』

16時間/週以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意すべきであること等を提言している。

3. まとめ

行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらない。具体的対応では、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましいということが示されている。

参考資料 2

【暑さ指数を用いた指針】

暑さ指数(WBGT)とは？

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱バランスに影響の大きい

気温 **湿度** ^{ふくしゃねつ}**輻射熱**

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

軍隊での訓練の際に、熱中症を予防することを目的として、

1950年代にアメリカで提案されました。

熱ストレスの評価指標としてISO7243で国際的に規格化されています。

暑さ指数を用いた指針としては、(公財)日本スポーツ協会(元日本体育協会)による「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」があります。



暑さ指数(WBGT)測定装置

暑さ指数(WBGT)の算出

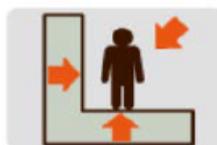
WBGT(屋外) = 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

WBGT(屋内) = 0.7 × 湿球温度 + 0.3 × 黒球温度



7

湿度の効果



2

輻射熱の効果



1

気温の効果

○乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。

○湿球温度：温度計の球部を湿らせたガーゼで覆い、常時湿らせた状態で測定する温度。湿球の表面では水分が蒸発し気化熱が奪われるため、湿球温度は下がる。空気が乾燥しているほど蒸発の程度は激しく、乾球温度との差が大きくなる。

○黒球温度：黒色に塗装された薄い銅板の球(中空、直径150mm、平均放射率0.95)の中心部の温度。周囲からの輻射熱の影響を示す。

※環境省熱中症予防情報サイトでは、暑さ指数の算出に気象庁の観測データを使用しています。

暑さ指数を用いた指針

運動に関する指針

| 気温 (参考) | 暑さ指数 (WBGT) | 熱中症予防運動指針 | |
|------------|----------------|--------------------|--|
| 35℃以上 | 31℃以上 | 運動は原則中止 | WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。 |
| 31～35℃ | 28～31℃ | 厳重警戒 (激しい運動は中止) | WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。 |
| 28～31℃ | 25～28℃ | 警戒 (積極的に休息) | WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。 |
| 24～28℃ | 21～25℃ | 注意 (積極的に水分補給) | WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |
| 24℃未満 | 21℃未満 | ほぼ安全 (適宜水分補給) | WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 |

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

日常生活に関する指針

| 温度基準 (WBGT) | 注意すべき 生活活動の目安 | 注意事項 |
|-------------------|-------------------|---|
| 危険 (31℃以上) | すべての生活活動でおこる危険性 | 高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 |
| 厳重警戒 (28～31℃※) | | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 |
| 警戒 (25～28℃※) | 中等度以上の生活活動でおこる危険性 | 運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。 |
| 注意 (25℃未満) | 強い生活活動でおこる危険性 | 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。 |

※ (28～31℃) 及び (25～28℃) については、それぞれ28℃以上31℃未満、25℃以上28℃未満を示します。日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

参考資料 4

【熱中症に関する情報等】

環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂環境省)

http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」(各学校種向け)(平成30年5月発行)

「熱中症に気を付けよう」(各学校種向け)(平成30年7月発行)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/default.aspx

「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 - 」(パンフレット)

(平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/nettyuusyo/27nettyuusyo_all.pdf

学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(DVD)(平成26年3月文部科学省)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX> (YouTube ヘルプ)

「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書

(平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx

学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月文部科学省)

https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/aratanakikijisyou_all.pdf

学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成22年3月改訂文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

小学校教職員用研修資料(DVD)

「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(平成21年3月文部科学省)

中学校・高等学校教職員用研修資料(DVD)

「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月文部科学省)

環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂環境省)

http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」(各学校種向け)(平成30年5月発行)

「熱中症に気を付けよう」(各学校種向け)(平成30年7月発行)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/default.aspx

「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 - 」(平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/nettyuusyo/27nettyuusyo_all.pdf

学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(DVD)(平成26年3月文部科学省)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>

「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書(平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx

学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月文部科学省)

https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/aratanakikijisyou_all.pdf

学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成22年3月改訂文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

小学校教職員用研修資料(DVD)

「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(平成21年3月文部科学省)

中学校・高等学校教職員用研修資料(DVD)

「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月文部科学省)